

## 議案第 86 号

### 和解することについて

和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

- 1 相手方 岡山県岡山市北区下中野 483 番 2  
グッドエネジー S P C 埼玉県第一合同会社  
代表社員 日本エネルギーホールディングス株式会社  
職務執行者 藤木 慎太郎

### 2 事件の概要

市は、市有施設（屋根等）における太陽光発電事業協定書に基づき、朝霞市立朝霞第十小学校（以下「朝霞第十小学校」という。）屋上において屋根貸し事業として、相手方の太陽光パネル等を設置している。このたび朝霞第十小学校の大規模改修工事（以下「本工事」という。）の実施に当たり、本工事の期間において、太陽光パネル等を撤去する必要がある。

太陽光パネル等の撤去及び再設置に係る費用負担や撤去期間が長期間に及ぶことから、相手方において大きな損害を被ることとなるため、相手方より当該撤去に係る費用の一部について、市に負担を求める申し出があったことから、協議の上、和解に応じるものである。

### 3 和解の内容

- (1) 相手方は、市が行う本工事に際して、市が指定する時期までに、朝霞第十小学校の敷地内に存する相手方所有の太陽光発電事業に伴う設備一式（以下「設備」という。）を一時撤去するものとする。ただし、市が本工事を実施する上で、支障のない設備についてはその限りではない。なお、撤去期間については、市と相手方が別途協議するものとする。
- (2) 相手方は、本工事完了後、市の指定する日以降、設備を再設置できるものとする。
- (3) 相手方は、設備の撤去、再設置する際は、朝霞第十小学校は教育施設であることから、撤去方法、再設置方法については、市の指示のもと行うものとする。
- (4) 市は、相手方に対して、本工事に係る設備の一時撤去に関する一切の補償金（以下「補償金」という。）として、3, 182, 762 円を支払うものとする。

- (5) 相手方は、その余の補償金の請求を放棄する。
- (6) 補償金の支払い時期については、市と相手方が別途協議するものとする。
- (7) 市が定めた撤去期間において、行政財産の使用許可で示した額について、日割りで減額するものとする。

令和6年11月5日提出

朝霞市長 富岡 勝則